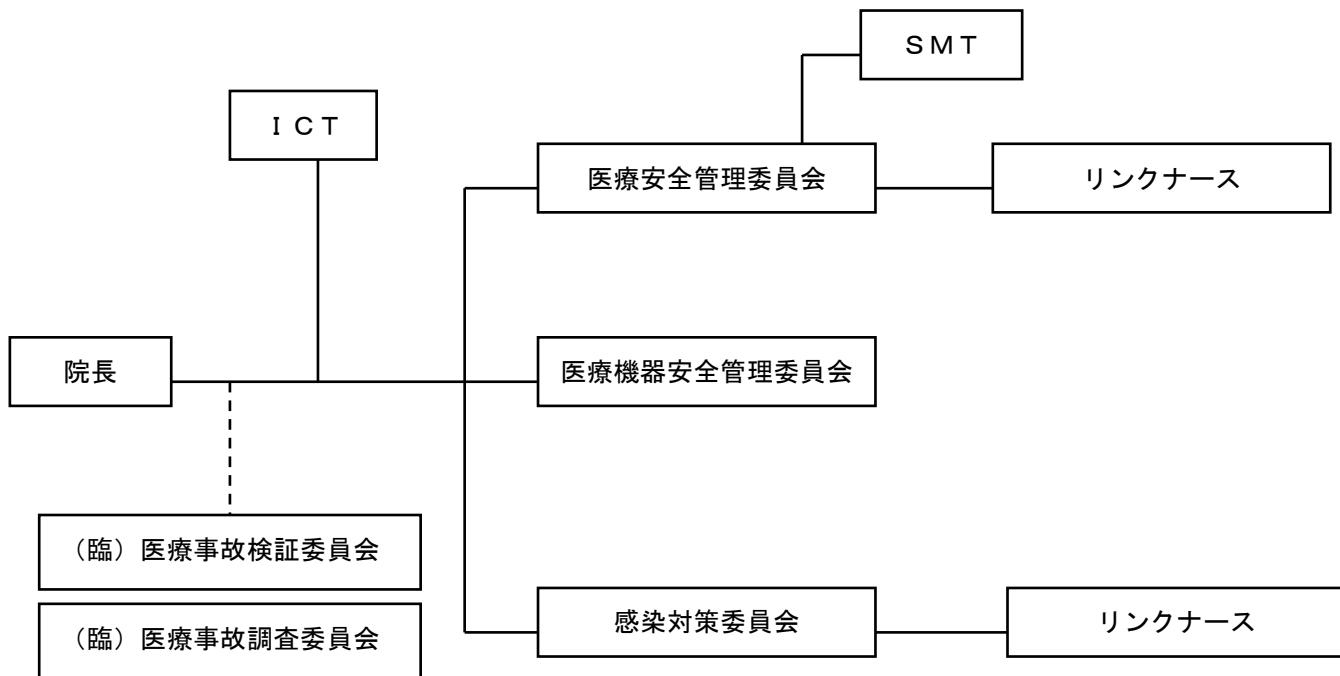


医療安全対策体制

医療安全管理の為の組織

青葉病院における医療安全管理に関する委員会組織は下図の通りである。



1 医療安全管理委員会

安全な医療を提供するためのシステムの構築、安全最優先の病院運営、及び病院における事故防止対策を中心にひろく医療安全確保のための活動を統括する委員会であり、委員長は副院長、副委員長は医療安全管理者(副医療安全室長)が務め、構成その他詳細は設置規定の通りである。

主な機能は以下の通りである

- (1)インシデント・アクシデントレポート事例の集計・分析
- (2)研修セミナー開催を含め、医療安全に関する危機管理の教育と啓蒙
- (3)インシデント情報、分析結果、事故防止対策、医療安全情報等を盛り込んだ院内広報の実施
- (4)医療安全対策マニュアルの作成・改訂・追補
- (5)インシデント・アクシデントレポートで出された課題・問題に対する対策案策定のためのプロジェクトチームを任命、チームからの対策を検討し、マニュアル化
- (6)医療安全管理者の統括、活動の指示
- (7)医療事故発生時、緊急対応にあたり、必要に応じてその後の対応の為の医療事故対応チームを選任

2 プロジェクトチーム(Safety Management Team SMT)

医療安全管理委員会の指示により、特定の課題・問題に対するプロジェクトチームが適宜編成される。構成は基本的に多職種の数名のメンバーにより、あくまで現場で当該問題に直接関わる職員が中心となる。

問題解決の手法としては、下記の手順をとる。

- (1)現状把握
- (2)目標設定(いつまでにどうする)
- (3)要因解析(各種分析モデルを駆使)
- (4)要因の検証
- (5)対策立案
- (6)医療安全委員会へ報告
- (7)対策実施
- (8)効果確認
- (9)対策の再評価
- (10)対策の修正
- (11)マニュアル化

3 医療安全推進担当者

各部門の医療安全対策を推進するために部署毎に医療安全推進担当者を配置する。

医療安全推進担当者は別表の通り、各診療科については診療科統括部科長、各病棟については病棟師長、コメディカル部門に関しては各部科長とする。また、医療安全推進担当者の役割はつぎのとおりとする。

- (1)医療安全管理委員会等での決定事項を所属職員へ周知徹底すること
- (2)職員のレポートの積極的な提出を促進すること
- (3)インシデント・アクシデント情報の収集・統計的分析など、個別案件の分析および医療事故
予防対策の立案・検証を行うこと
- (4)医療器材・機器の点検および整備の計画・実施の指示
- (5)医療安全管理委員会の指示により、自己の担当以外の部署を巡回点検すること
- (6)医療事故予防に関する広報、研修、教育および啓発を促進すること
- (7)その他医療事故防止策等に関し、医療安全管理委員会へ提言する

